

議会議案第12号

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部を改正  
する条例の制定について

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和4年（2022年）3月16日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	岡田和則
同	同	上	竹田ゆかり
同	同	上	長嶋竜弘
同	同	上	吉岡和江
賛成者	同	上	保坂令子

（提案理由）

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例（令和3年12月条例第18号）において改正された、センターの施設等に係る利用区分については、市民や利用団体から多くの要望が出されている。改正条例が施行された場合、利用区分の変更により、活動が制約され、活動の継続に支障を来すこととなる市民及び利用団体が数多く存在すると認識することから、従来の利用区分による利用が可能となるよう、必要な改定を行うものである。

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例（令和3年12月条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条を改め、同条を第7条とし、同条の前に2条を加える改正規定のうち第6条第1項中「午後9時」を「午後10時」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

別表第1の改正規定を次のように改める。

別表第1を次のように改める。

別表（第3条及び第9条）

1 集会室等利用料金の上限額

名称	区分	午前 9時から 12時まで	午後 13時から 17時まで	夜間 18時から 22時まで	全日 9時から 22時まで
鎌倉生涯学習センター	第1集会室	円 900	円 1,200	円 1,200	円 3,900
	第2集会室	600	800	800	2,600
	第3集会室	600	800	800	2,600
	第4集会室	750	1,000	1,000	3,250
	第5集会室	1,740	2,320	2,320	7,540
	第6集会室	1,890	2,520	2,520	8,190
	第7集会室	930	1,240	1,240	4,030
	音楽室	2,550	3,400	3,400	11,050
	和室	2,100	2,800	2,800	9,100
	美術制作室	2,100	2,800	2,800	9,100
腰越学習センター	第1集会室	600	800	800	2,600
	第2集会室	450	600	600	1,950
	第3集会室	1,200	1,600	1,600	5,200
	第4集会室	3,000	4,000	4,000	13,000
	和室	450	600	600	1,950
	美術制作室	1,590	2,120	2,120	6,890
	料理実習室	2,700	3,600	3,600	11,700

深沢学 習セン ター	第1集会室	1,290	1,720	1,720	5,590
	第2集会室	1,290	1,720	1,720	5,590
	第3集会室	600	800	800	2,600
	第4集会室	900	1,200	1,200	3,900
	第5集会室	600	800	800	2,600
	第6集会室	3,300	4,400	4,400	14,300
	和室	1,200	1,600	1,600	5,200
	料理実習室	2,700	3,600	3,600	11,700
大船学 習セン ター	第1集会室	1,680	2,240	2,240	7,280
	第2集会室	900	1,200	1,200	3,900
	第3集会室	840	1,120	1,120	3,640
	第4集会室	840	1,120	1,120	3,640
玉縄学 習セン ター	第1集会室	1,320	1,760	1,760	5,720
	第2集会室	1,080	1,440	1,440	4,680
	第3集会室	450	600	600	1,950
	第4集会室	2,700	3,600	3,600	11,700
	和室	1,500	2,000	2,000	6,500
	料理実習室	2,700	3,600	3,600	11,700
玉縄学 習セン ター分 室	第1集会室	1,320	1,760	1,760	5,720
	第2集会室	840	1,120	1,120	3,640
	第3集会室	1,500	2,000	2,000	6,500

## 2 ホール・楽屋利用料金の上限額

名称	区分			午前	午後	夜間	全日
				9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 22時まで
鎌倉生 涯学習 センタ ー	ホール	入場料 (会費) を徴収す るもの	平日	円	円	円	円
			日曜日	20,250	27,000	32,400	79,650
			土曜日	26,250	35,000	43,000	104,250
			休日				
		入場料 (会費)	平日	8,100	10,800	13,000	31,900
			日曜日	10,500	14,000	17,200	41,700

	を徴収し ないもの	土曜日 休日				
楽屋			1,650	2,200	2,640	6,490

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

### 3 ギャラリー利用料金の上限額

名称	区分			全日
鎌倉生涯 学習セン ター	ギャラリー	入場料（会費）を徴収 するもの	全フロア	円 56,000
			入場料（会費）を徴収 しないもの	全フロア
	A室	7,000		
	B室	7,000		
	C室	7,000		
			D室	7,000

備考 A室、B室、C室及びD室とは、ギャラリーを4分し、それぞれの部分を利用するときの各室をいう。

### 4 附属設備利用料金の上限額

附属設備の種類に応じ規則で定める額

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。